

2026年9月1日。

NCHのSolenis事業システムへの統合： 北米およびアジア太平洋地域

サプライヤーの皆様へ

既に発表の通り、Solenisは2025年10月1日付でNCH Corporationの買収を完了いたしました。NCHの広く認知されたブランドと広範なミドルマーケットの顧客基盤により、Solenisはより多様化された事業となり、規模の拡大、グローバルなプレゼンスの拡充、および顧客サービス能力の向上を実現いたしました。統合された当社は、お客様とパートナーが信頼する人材、専門知識、テクノロジーに支えられた、より強力で顧客中心の水処理・衛生ソリューションのポートフォリオを提供してまいります。

取引成立以来、SolenisとNCHの各チームは事業システムの統合に取り組んでまいりました。移行プロセスを可能な限り透明かつ円滑に進めることに重点を置いております。この作業は2026年10月7日までに完了する見込みでございます。それまでは、従来どおりの業務を継続いたします。

ERPの切り替え日を10月7日と確認いたしました。9月30日午後7時50分（CST）から10月7日までブラックアウト期間が設けられ、10月7日午前8時（CST）にシステムが再開されます。

注：ブラックアウト期間中、NCHは当社倉庫への納品を一切受け付けることができません。

システム変更の際に必要な重要情報を添付の資料にてご確認ください、本ガイドを組織内の該当者と共有していただきますようお願いいたします。

Solenisは、当社の成功がサプライヤーの皆様にかかっていることを認識しております。当社の社員は、お客様とサプライヤーの皆様に提供するサービスとソリューションに大きな誇りを持っております。新しい統合事業への円滑な移行を確実なものとするため、当社は全力を尽くしてまいります。

本レターおよび添付のFAQは、今後の参考のためにsolenis.comに掲載されます。ご質問がございましたら、SolenisまたはNCHの調達担当者までお問い合わせください。

私たちは、皆様との貴重な関係を引き続き継続できることを心より楽しみにしております。

よろしくお願いいたします。



Avin Krishnan
上級副社長兼最高執行責任者

NCH事業とSolenisの統合に向けた準備を進める中、当社は引き続き、円滑かつ透明性の高い移行を実現することをお約束いたします。本ガイドは、システム変更之际に必要な事項をご理解いただくための重要情報を提供するものです。ご質問は調達担当者までお問い合わせください。

コンテンツ

Prepare for Change	2
Blackout Period	2
Solenis Global Corporate Office Location	3
Legal Entities	3
Key Changes	3
NCH Locations	3
Vendor Billing & Documentation	4
Procurement Process	5
Required Documentation – COA & Country of Origin	5
U.S. Supplier W-9 Form Requirements	7

変更への準備

これらの変更にて備えて何か準備を行う必要はありますか？

円滑な移行を確実にするために、以下の2つの方法でご協力いただけます。

- 1) これらの変更について、組織内の「関係者」に周知徹底をお願いいたします。本FAQをガイドとしてご活用ください。
- 2) 本日の計画が、後日の予期せぬ中断を軽減いたします。ブラックアウト期間の直前にNCH各拠点が適切な製品・サービス供給を確保できるよう、NCH供給計画担当者にご協力いただきますようお願いいたします。

ブラックアウト期間

ブラックアウト期間がありますか？

はい、SolenisはすべてのNCH事業および生産施設を対象に「ブラックアウト期間」を実施いたします。

この「ブラックアウト期間」は、NCH事業をSolenisのERPシステムに移行するために必要な措置です。この期間中、業務は非常に限定されます。このブラックアウト期間は、既存のSolenisプラントの操業には適用されません。

Solenis本社所在地

Solenis, 2475 Pinnacle Drive, Wilmington, Delaware 19803, USA.

法的事業体

法的事業体の変更はありますか？

いいえ。事業譲渡の一環として、すべての法的事業体は変更されず、変更箇所はごくわずかです。

主な変更点

どのような変更が予想されますか？

これらの更新をシステムに適用してください。

- 調達／購買担当者
- 買掛金担当者
 - 請求書送付先メールアドレス
 - 買掛金に関する問い合わせ先メールアドレス
- ウェブページ（ドメインはsolenis.comとなります。例：<https://solenis.com/en/>）
- 従業員のメールアドレス（@solenis.comで終了）

NCH拠点

どの拠点が影響を受けますか？また、納入先に変更はありますか？

現在のNCHプラント納入先に変更はございません。Solenisとの統合プロセスの一環として、当社ロゴを含む特定のブランド要素を随時更新する場合がございます。

Solenisのサプライヤーポータル（Coupa）

NCHのSolenis統合後、Coupa Supplier

Portal（CSP）は、サプライヤー情報の管理および全世界の全サプライヤーにおけるコンプライアンス確保のために使用される標準プラットフォームとなりました。

Coupaは、Solenisにおいて、正確かつ標準化されたサプライヤーマスタデータの維持、人権・倫理・規制要件へのコンプライアンスの確保、サステナビリティへの取り組みの支援、ならびにサプライヤーリスクの事前特定と軽減の実現のために使用されています。

すべてのサプライヤー（直接・間接を問わず）は、CSPアカウントに登録し、アクティブな状態を維持することが義務付けられています。Solenisとの取引資格を維持するため、サプライヤーは正確かつ完全な法的事業体情報、銀行口座情報、連絡先情報を提供してオンボーディングを完了し、このデータを常に最新の状態に保つことが必要です。不完全または誤った情報は、オンボーディング、承認、または支払い処理の遅延を招く可能性があります。

NCHに間接財・サービスを提供するサプライヤーについては、Coupaをすべての調達取引（注文書の受領・確認、注文書に基づく直接の請求書作成、請求書および支払状況のリアルタイム追跡を含

む)に使用することが義務付けられています。Coupa外で提出された請求書は、明示的に承認されない限り処理されません。

既存のNCHサプライヤーとして、皆様の中核データは業務の継続性を確保するために自動的にSolenisのCoupa環境に移行されます。10月7日以降に、Coupa Supplier Portal (CSP) へのアクセスに関する招待メールが届きます。そこでは、貴社情報および連絡先情報の確認と、Solenisの事業倫理規定への同意が求められます。すべてのサプライヤーは、Solenisとの取引条件として、Solenisのポリシー（サプライヤー行動規範を含む）および該当する法的・規制要件を遵守することが義務付けられています。

オンボーディングをサポートするため、Coupa環境の操作方法と皆様の責任を理解いただくための専用ウェビナーが開催されます。また、詳細なガイドラインおよび過去のサプライヤー向けウェビナーの録画は、以下のリンクですすでにご利用いただけます：<https://www.solenis.com/en/the-solenis-way/suppliers/>。移行またはオンボーディングプロセスにおいてご支援が必要な場合は、SolenisがCoupaサポートチームによる専用サポートを提供いたします。連絡先はregistration.coupa@solenis.comです。

ベンダー請求および書類

Solenisにおいて、強固なサプライヤー関係は、透明性、正確性、そして適時な支払いに基づいて構築されます。

当社の**新サプライヤーハブ**は、Solenisへの請求方法について明確かつ一貫性のある指針をサプライヤーの皆様に提供し、請求書が効率的に処理され、期日通りに支払われるようにするために作成されました。このハブは、当社の品質への取り組み、該当する規制への準拠、そしてすべてのパートナーにとって円滑なエンドツーエンドの調達・支払い体験を支援します。

サプライヤーハブをご確認いただき、当社のグローバルな請求原則をご理解いただくとともに、貴社の事業に関連する法的事業体の詳細および提出窓口をご参照ください。COUPAを通じて、またはCOUPA以外のプロセスを通じて当社と取引がある場合も、このハブは正確な請求書を作成・提出するための主要な参照先となります。

サプライヤー向け情報

Solenisの請求・請求書基準により、サプライヤーは円滑な処理と適時な支払いを確実にするために何が求められているかを正確に把握しやすくなります。

- **グローバル請求情報 COUPAユーザー**：Coupa Supplier PortalまたはCoupa対応チャネルをご利用のサプライヤー向けの統合ガイドです。請求書の提出方法、必須請求書データ、一般的な却下理由、再提出ルール、および請求書・支払状況の追跡方法を網羅しています。
- **グローバル請求情報 非COUPAユーザー**：Coupa外で請求書を提出するサプライヤー向けの専用ガイドです。承認された提出窓口（必要な場合は電子メールまたは郵送）、必須請求項目、「発注書なし・支払いなし」ルール、却下の原因となる事項、および修正後の請求書の再提出手順を詳述しています。

- 法的事業体および税務詳細：Solenis、Diversey、NCHの法的事業体の構造化されたリストです。国/地域ごとの登録商号、住所、および税識別番号を含み、請求書に正しい請求先事業体を選択するのに役立ちます。
- 請求書提出およびヘルプデスク連絡先：国および事業体別の請求書提出用メールアドレスおよび買掛金/ヘルプデスクのメールボックスの総合的な一覧です。請求書の送付先および請求書・支払いに関する問い合わせ先を正確に把握することができます。

Solenisの地域別買掛金およびサプライヤーサポートチームは、これらの基準が展開・更新される際にも引き続き皆様と連携してまいります。請求書を提出する前にこの内容をご確認いただき、常に最新のガイドラインに従って作業を進めていただくために、定期的にご参照いただくことをお勧めいたします。

調達プロセス

直接材または原材料の調達プロセスはどのようなものですか？

Solenis/NCHは、電子メールまたはFAXを介してサプライヤーに発注書を発行することにより、原材料を購入いたします。SolenisはSAPを使用しており、これに伴いNCHはOracleからSAPへ移行いたします。

貴社が現在EDIプロセスを通じて発注書を受領されている場合、これは維持されます。

間接財および/またはサービスの調達プロセスはどのようなものですか？

Solenis/NCHは、間接財およびサービスを以下の多様な方法で調達いたします。

- **発注書**：これは標準的な購入方法です
- **コーポレートクレジットカード**：出張、交際費、および低額の非在庫財・サービスに利用されます。
- **Candex**：低額および/または一回限りの非在庫財・サービスの購入は、Candexを介して発注される場合もあります。この場合、NCHを代理してCandexから発注書が届き、NCHの納入先住所/連絡先が記載されます。

ブラックアウト期間後の未処理発注書についてはどうなりますか？

未処理の発注書は新しいシステムに移行されますが、すべての未処理注文には新しい発注書番号が割り当てられます。担当のNCH窓口が、既存のものを置き換える更新された発注書番号を提供いたします。今後のすべての請求書には、この新しい発注書番号を必ず記載してください。業務への支障を最小限に抑えるため、システム移行に先立ち、納入および請求のスケジュールを調整するために、NCHの担当窓口（調達、計画、または財務）と緊密に連携してください。

重要：システムの停止期間（ブラックアウト期間）中、NCHは商品の受入または請求書の処理ができません。遅延を避けるため、この期間より前に配送を完了し、請求書を提出することを強くお勧めいたします。

必要書類 – COAおよび原産国

分析証明書（COA）

すべてのプラントおよび倉庫において完全な品質管理およびバッチトレーサビリティソリューションが導入され、入庫時に資材が在庫として受け入れられるためにCOAが利用可能であることが保証されます。COAには、以下に示す情報が含まれている必要があります。

要件：

- すべての化学資材（受託製造業者に適用）には**分析証明書（COA）**が必要です。
- 各バッチ納入について：
 - 出荷物に**COAの物理的な写し**を添付すること。
 - 出荷時に**電子COA**を**QMCoA@Solenis.com**に送付すること。

電子提出のガイドライン：

- **1通のメールにつき1件のCOAを、読取可能なPDFまたはWord形式で送付すること。**
- メールの件名には**発注書番号およびバッチ番号**を含めること

必須COA詳細：

- 品目番号 / SKUコード
- 製品説明
- 発注書番号
- バッチ番号
- 製造日
- 有効期限
- 規格（試験パラメータ、許容範囲、NCH基準に適合した結果）
- 製造場所および住所

重要：

- COAは、**SKU、バッチ番号、および発注書番号**を倉庫入庫データと照合する自動BOTによって処理されます。
- 照合が成功した後にのみ、在庫はSAPにおいて**品質検査（QI）**から**使用制限なし**にリリースされます。

原産国

「原産国：[国名]」という記載を、物理的な商品に添付される納品書または同様の納入文書に追加する必要があります。これは、原産地証明書の提供など、現地の要件を満たすための既存の慣行を置き換えたり変更したりするものではありません。

「原産国」とは、資材の由来する製造国、生産国、または栽培国を指します。出荷元は原産国と**同じではない場合がある**ことにご注意ください。製品を他国経由で出荷しても原産国が変わることはありません。たとえその国で資材に最小限の加工を施したとしても、原産国は変わりません。例えば、希釈、再包装、または名称変更された資材は、それらの処理が行われた場所の原産国を取得しません。原産国は原材料の原産国のままです。

原材料を完成品に真に製造することは、一般的に原産国に影響を与えます。その加工は、投入物を、構成材料とは特性および用途が異なる新しい資材へと「実質的変更」をもたらすものでなければ

なりません。実質的変更の最も広く受け入れられている証拠は、関税分類の変更であり、原材料が異なる関税または商品コードに分類されるまったく新しい製品を生み出す形で変更されることです。

Solenisに販売または出荷する資材の原産国についてご質問がございましたら、ブローカー、フォワーダー、または法律顧問にご相談ください。

北米向けサプライヤー出荷：

Solenisへのお問い合わせは、NAGlobalTradeCompliance@solenis.com までメールにてご連絡いただき、件名に「Country of Origin」という語句を含めてください。

アジア太平洋地域向けサプライヤー出荷：

Solenisへのお問い合わせは、aptrade@compliance@solenis.com までメールにてご連絡いただき、件名に「Country of Origin」という語句を含めてください。

米国サプライヤーW-9フォーム要件

米国NCHへのサプライヤーは、Solenisに完成済みのIRSフォームW-9（納税者番号および証明の依頼）を提供することが義務付けられています。

米国においてSolenisに納入する新規サプライヤーはそれぞれ、署名済みの完成したフォームW-9を以下のメールアドレス solenisnaprourement@solenis.com に提出する必要があります。

既存のSolenis米国サプライヤーは対応の必要はありません。